## 変更届提出書類一覧(訪問介護・訪問介護相当サービス)

### ■届出について

・届出の期限は変更日から10日以内となっています。 (変更日より1ヶ月経過して提出する場合は<u>遅延理由書の提出</u>もお願いします。)

### ■提出書類及び届出方法

・郵送にて提出をお願いします。

返信用の定型封筒に必要分の切手を貼って返送先住所宛名を明記し同封してください。

- ※届出に不備、不明な点がある場合、来庁をお願いすることがあります。
- ※内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

### ◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、<u>事業所単位での届出となります。</u>例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定 事業所がありそれぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要となりま す。 **様式についてはこちらからダウンロードしてください。** 

変更する事項	提出書類	留意点
事業所の名称	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第一号(五)変更届出書 ・別紙様式第三号(一)変更届出書 総合事業用 ・付表第一号(一)訪問介護事業所の指定等に係る記載事項 ・付表第三号(一)訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項 総合事業用 ・運営規程(参考資料5-1)訪問介護・訪問介護相当サービス一体型既に訪問介護と訪問介護相当サービスを別に作成している場合は、そのままでも可・老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号) ※事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与して	別の所在地にある事業 所と同一名称を使用す ることはできません。 事業所番号が変更にな る場合は <b>事前に</b> ご相談 ください。
	※事業所备号は、同一所住地、同一名称の事業所に対して1つの事業所备号を行与しています。そのため以下のような場合、事業所番号が変更になります。 ①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合	
事業所の 所在地 (移転)	<ul> <li>・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)</li> <li>・別紙様式第一号(五)変更届出書</li> <li>・別紙様式第三号(一)変更届出書 総合事業用</li> <li>・付表第一号(一) 訪問介護事業所の指定等に係る記載事項</li> <li>・付表第三号(一) 訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項 総合事業用</li> </ul>	茨木市内を越える移転 の場合は、事業の廃止、 新しい所在地での新規 指定が必要になります。
	・運営規程(参考資料5-1) 訪問介護・訪問介護相当サービス一体型 既に訪問介護と訪問介護相当サービスを別に作成している場合は、そのままでも可 ・老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号) ・事業所の平面図 介護福祉施設等の一画に事務所を設置する場合は施設内の位置関係等を確認します ので当該施設のフロア図も必要となります。	区画整理等により住居 表示が変更になった場 合は運営規程の変更に なります(次ページ参 照)。
	・事業所内外の写真(カラーに限る) ・案内図 ・申請者(法人)所有の事業所でない場合は賃貸借契約書等の(写し) ※同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、 その一部の事業につき事業所名称を移転した場合は事業所番号が変更になりますの	移転先に同一法人の運営する他の指定事業所がある場合、当該指定事業所の専用区画等の変更が必要になる場合があります。
	で、 <b>事前(移転前)</b> にご相談ください。	

## ◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類	留意点
専用区画等の変更	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第一号(五)変更届出書 ・別紙様式第三号(一)変更届出書 総合事業用 ・事業所の平面図 介護福祉施設等の建物の一画に事務所を設置している場合は施設内の位置関係 等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。 ・事業所内外の写真(カラーに限る)(変更部分のみ)	同一所在地に同一法人の運営する他の指定事業所がある場合は当該事業所の届出が必要になる場合があります。
介護給付費算定に 係る体制 (加算項目)	◆福祉指導監査課のホームページ、 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について(加算様式込)の、 加算届提出一覧表ページより、届出に必要な書類を確認してください。 [注意] 算定時期により、提出期限が決められています。	
管理者の氏名及び住所	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第一号(五)変更届出書 総合事業用 ・付表第一号(一) 訪問介護事業所の指定等に係る記載事項 ・付表第三号(一) 訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項 ・付表第三号(一) 訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項 ・1-3_標準様式6_誓約書 別紙① ・3-3_標準様式5_誓約書 ・組織体制図(参考資料1)他の業務と兼務する場合のみ ・老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)  ※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による 住所変更のみの場合 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第一号(五)変更届出書 ・別紙様式第三号(一)変更届出書 総合事業用 ・付表第一号(一) 訪問介護事業所の指定等に係る記載事項 ・老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)氏名変更の場合のみ	
サービス提供責任者の氏名及び住所	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第一号(五)変更届出書 総合事業用 ・付表第一号(一) 訪問介護事業所の指定等に係る記載事項 ・付表第三号(一) 訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項 ・付表第三号(一) 訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項 総合事業用 【サービス提供責任者の数に増減があった場合】 利用者実数(前3月平均)を記入してください。 ・資格を証する書類の(写し) (注意)サービス提供責任者の任用条件 ①介護福祉士 ②実務者研修課程修了 ③基礎研修課程修了 ④旧1級課程修了 ・老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)  ※以下の場合にも変更届が必要となります。 ①婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示変更等による住所変更のみの場合 ②退職等によりサービス提供責任者数が減少するのみの場合 ・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) ・別紙様式第一号(五)変更届出書 ・別紙様式第一号(五)変更届出書 ・別紙様式第三号(一)変更届出書 ・別紙様式第三号(一)変更届出書 ・付表第一号(一)訪問介護事業所の指定等に係る記載事項 ・老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)氏名変更の場合のみ	【人員基準】(抜粋) 次の場合、複数名配置が必要です。 利用者の数(前3月の平均 値)が40人又はその端数を 増すごとに1人以上。 サービス提供責任者の数に 増減があった場合、運営規程 の変更も必要です。運営規程 の項目もご参照ください。

# ◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類	留意点
運営規程	□営業日・営業時間	運営規程記載例の改定に伴
在日外性	②サービス提供日・時間	多運営規程の変更手続き方
	③サービス提供責任者の増減	法についてはその都度HP
		等でお知らせします。
	④訪問介護員の増減 ※1	
	1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	変更届に運営規程の変更前、
	上記①~④の変更があった場合	変更後の内容を記載してく
	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)	ださい。
	・別紙様式第一号(五)変更届出書	
	<b>・別紙様式第三号(一)変更届出書</b> 総合事業用	<b>%</b> 1
	・付表第一号(一) 訪問介護事業所の指定等に係る記載事項	訪問介護員数の変更があ
	・付表第三号(一) 訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項 総合	った場合でも、その度の届
	事業用	出は不要です。管理者・サ
	※運営規程の提出は不要です。事業所において運営規程を変更しておい	ービス提供責任者の届出
	てください。	時に併せて届出てくださ
	・老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)③の変更の場合のみ	い。 <u>但し、指定基準を満た</u> さなくなる場合は、この限
		りではありません。
		<u>りてはめりません。</u>
	⑤通常の実施地域	【人員基準】
	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)	訪問介護員等は常勤換算方
	· 別紙様式第一号(五)変更届出書	法で2.5以上。
		(サービス提供責任者含む)
		C) CONTECTO
	※運営規程の提出は不要です。事業所において運営規程を変更しておい	
	てください。	
	・老人居宅生活支援事業変更届出(様式第17号)	
	⑥利用料金	
	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)	
	・別紙様式第一号(五)変更届出書	
	・ <b>別紙様式第三号(一)変更届出書</b> 総合事業用	
	※運営規程の提出は不要です。事業所において運営規程を変更しておい	
	てください。	
	   ⑦区画整理等により住居表示が変更となった場合	
	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)	
	・別紙様式第一号(五)変更届出書	
	・別紙様式第三号(一)変更届出書 総合事業用	
	・別紙像ス第二号(一)変更庙四書 総合事業用   ・付表第一号(一) 訪問介護事業所の指定等に係る記載事項	
	・付表第三号(一) 訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項 総合	
	事業用	
	・運営規程(参考資料5-1)訪問介護・訪問介護相当サービス一体型	
	既に訪問介護と訪問介護相当サービスを別に作成している場合はそのままでも可	
	・住居表示変更の証明書等の(写し)	
	・老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)	
	⑧上記①~⑦以外の変更の場合	
	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)	
	・別紙様式第一号(五)変更届出書	
	• <b>別紙様式第三号(一)変更届出書</b> 総合事業用	
	・付表第一号(一) 訪問介護事業所の指定等に係る記載事項	
	・付表第三号(一) 訪問型サービス事業所の指定等に係る記載事項 総合	
	事業用	
	・運営規程(参考資料 5 - 1) 訪問介護・訪問介護相当サービス一体型	
	既に訪問介護と訪問介護相当サービスを別に作成している場合はそのままでも可	
	garewind io c maindal io the コップ これでmic i pay O C v でかかける C v a かけい io maindal io c v a s C b il	
	<u> </u>	<u> </u>

### ◆法人情報の変更 提出書類一覧

法人情報の変更届については、法人単位での届出となります。

同一法人の下に茨木市内に複数の指定事業所がある場合、一事業所からの届出を以って他の全ての事業所からの届出とみなします(事業所一覧の添付必須)。また、他の市町村にも指定事業所がある場合は、その事業所分は当該市町村を所管する行政庁に別途届出が必要です。

変更する事項	提出書類	留意点
法人の名称	・変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)	法人の名称の変更とは当該法人の
法人所在地	・別紙様式第一号(五)変更届出書	「商号変更」のみを指します。
<b>※</b> 4	•別紙様式第三号 (一) 変更届出書 *事業所一覧に総合事業が含まれている場合の	吸収合併、事業譲渡等により <u>事業所</u> の運営法人が別法人へ変更となる場
	み提出	<u>の屋内は八ががは八、及文となる場</u>
	※ 法人の電話・FAX番号が変更になる場合は、記載してください。 - 歴度東原合物式四妻(原士のな)※1	変更届では処理できません。
	・履歴事項全部証明書(原本のみ)※1 ・事業所一覧(参考様式11)※2	運営法人が変更となる場合は必ず
	・ 争未の一覧(参与像式11) ※2 ・ 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)〔注1〕	事前にご相談ください。
	※下表 [注1] の事業所一覧に記載の「介護サービス」が含まれている場合は、	<b>%</b> 1
	老人福祉法上のサービス名毎に届出書を提出してください。	現在事項証明書は不可。
法人代表者の	•変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)	
氏名、生年月日	·別紙様式第一号(五)変更届出書	※2 事業所一覧表に茨木市が指定した
及び住所	• 別紙様式第三号 (一) 変更届出書 *事業所一覧に総合事業が含まれている場合の	新来所一覧表に <u>次不用が指定した</u> 介護事業所が複数ある場合提出く
<del>* 4</del>	み提出	ださい。
	(変更後)に以下の項目を記入してください。	
	1. 法人代表者の氏名とふりがな	<b>※</b> 3
	2. 生年月日	・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護
	3. 郵便番号・住所	• 看護小規模多機能型居宅介護
	4. 連絡先:電話番号・(FAX番号→ある場合のみ)	上記のサービスがある場合で、
	・履歴事項全部証明書(原本のみ)※1	事業者の代表者も兼ねている時は
	・事業所一覧(参考様式11) ※2 ※3	併せて「事業者の代表者」変更届出 が必要です。
	<ul> <li>・誓約書 ○…提出要・△…事業所一覧に下記サービスがある場合提出要。※4</li> </ul>	該当するサービスの変更届提出書
	(1-3_標準様式 6_誓約書 別紙①・⑤) 居宅サービス事業	類一覧をご確認ください。
	(2-3_標準様式 6_誓約書 別紙②) 居宅介護支援事業 △	×4
	(2-3_標準様式 6_誓約書 別紙①・③) 地域密着型サービス事業 △	※4 誓約書については、標準様式及
	(2-3_標準様式 6_誓約書 別紙④) 介護予防支援事業 △	び該当するサービスの別紙を添
	(3-3_標準様式 5_誓約書) 総合事業	付してください。
	※代表者の住所変更があった場合は、誓約書の添付は必要ありません。	

#### 「注1] 事業所一覧(参考様式11)に次のサービスの記載がある場合、老人福祉法上の届出が必要です。(全サービス共通)

[注1] 事業別 見(参考像以11)に认めり「ころの記載がめる場合、名	(八個性伝工の個山が必要です。(主) 一て八天地)			
●老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号)→ 様式は <u>こちら</u> からダウンロードしてください。				
老人福祉法上サービス名	対象介護サービス名			
老人居宅介護等事業	訪問介護、訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、			
七八石七月 喪守争未	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護			
<b>老人デイサービス事業</b> [注 2]	通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス、			
【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】	(介護予防)認知症対応型通所介護			
老人短期入所事業【特養その他の施設と共用する場合】〔注〕	(介護予防) 短期入所生活介護			
小規模多機能型居宅介護事業	(介護予防)小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型老人共同生活援助事業	(介護予防)認知症対応型共同生活介護			
複合型サービス福祉事業	看護小規模多機能型居宅介護			

[注2]様式第20号:「<u>単独で設置</u>」【老人デイサービスセンター】通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス、 (介護予防)認知症対応型通所介護と【老人短期入所施設】(介護予防)短期入所生活介護は提出対象外となります。

### ※4「介護サービスにおける業務管理体制の届出について」

届出は介護サービス事業所ごとではなく、法人単位での届出が必要です。

法人の名称所在地、代表者の氏名・住所に変更があった場合は、業務管理体制の変更届出も必要です。

詳細につきましては、福祉指導監査課のHP内にある<u>「介護サービスにおける業務管理体制の届出について」</u>をご覧下さい。

条件によって提出先が異なります。 〔注〕(予防)居宅サービス、居宅介護支援は<mark>茨木市には提出しません。</mark>